

第6部 復旧・復興対策

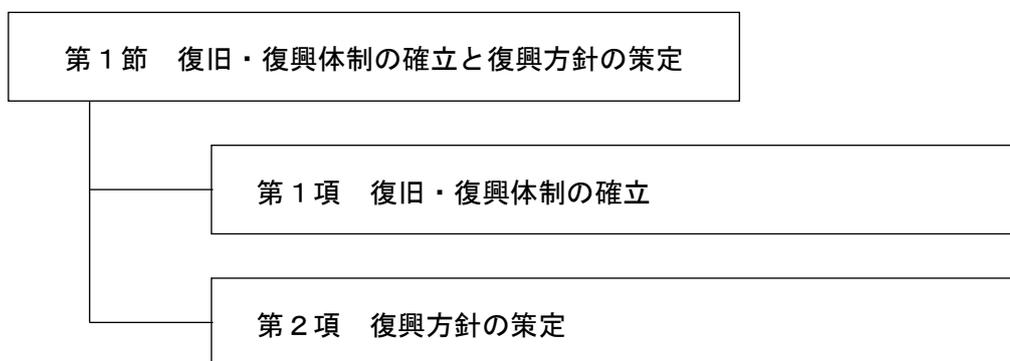
第1章 迅速な復旧・復興体制の構築

第1節 復旧・復興体制の確立と復興方針の策定

【担当課等】

危機管理課

大規模災害が発生した場合において、町は、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号、以下「復興法」という。）に基づき、復旧・復興体制を確立するとともに、被災者の生活再建を基本に、復旧・復興の基本方針を速やかに策定し、迅速な復旧・復興を推進します。



第1項 復旧・復興体制の確立

1 町災害復興本部(仮称)の設置

復興法第2条9号に規定する特定大規模災害等を受けた場合、町は、復興法に基づく町の総合的な復興対策を指揮する「町災害復興本部(仮称)」を設置し、設置のための規定や体制の整備に向けた検討を行います。

2 町復興計画(仮称)の策定

復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」を策定します。

第2項 復興方針の策定

1 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等に係る事前検討を行います。

2 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努めます。

【三重県復興指針（平成28年3月）の構成（県計画参考）】

第1章 三重県復興指針がめざすもの

- 1 復興指針策定の背景～東日本大震災の発生から8年が経過して～
- 2 復興指針策定の目的
- 3 復興指針の位置づけ

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

- 1 想定される被害の様相
- 2 復興プロセスにおいて想定される事態～震災復興における実例や課題をふまえて～

第3章 「復興」の基本理念

- 1 「人間」と「人間関係」の回復
- 2 地域コミュニティの再生

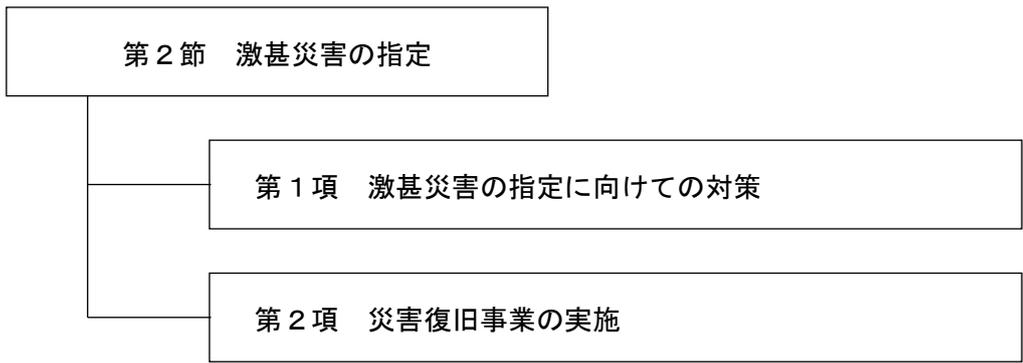
第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

- 1 復興に向けた対策（全体像）
- 2 復興に向けた対策（Ⅰ 計画的復興に向けた行政運営）
 - (1) 行政機能の回復 (2) 復興体制の整備 (3) 市町支援 (4) 財政面の措置 (5) 情報提供
- 3 復興に向けた対策（Ⅱ 地域の再生や生活の再建）
 - (1) 被災住宅の応急対策 (2) 緊急の住宅確保 (3) 恒久的な住宅の供給
 - (4) 災害廃棄物の処理 (5) 雇用の維持・確保 (6) 被災者への経済的支援
 - (7) 保健・医療・福祉対策 (8) 学校の再開 (9) ボランティアの受入体制の整備
 - (10) 公共土木施設の復旧・復興 (11) 安全な市街地の整備（復興まちづくり）
 - (12) 文化の再生

第2節 激甚災害の指定

【主担当課等】
危機管理課

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、激甚な被害が発生した場合において、町は、県と連携して激甚災害の指定に向けて、速やかに所定の手続きを行います。



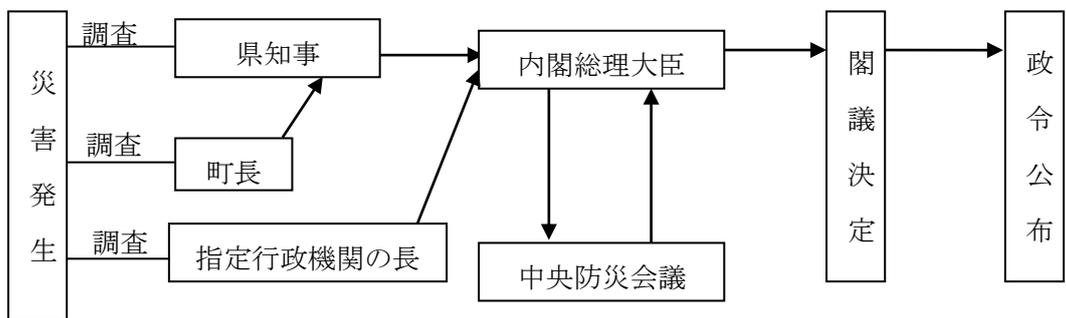
第1項 激甚災害の指定に向けての対策

1 激甚災害に関する調査

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害被害状況等の調査を実施します。
- (2) 町長が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。
- (3) 関係各課（班）は、県の機関と密接な連携の上、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう図ります。

2 激甚災害の指定手続

激甚災害の指定手続については、下図のとおりです。



第2項 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施します。

【激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業(県計画参考)】

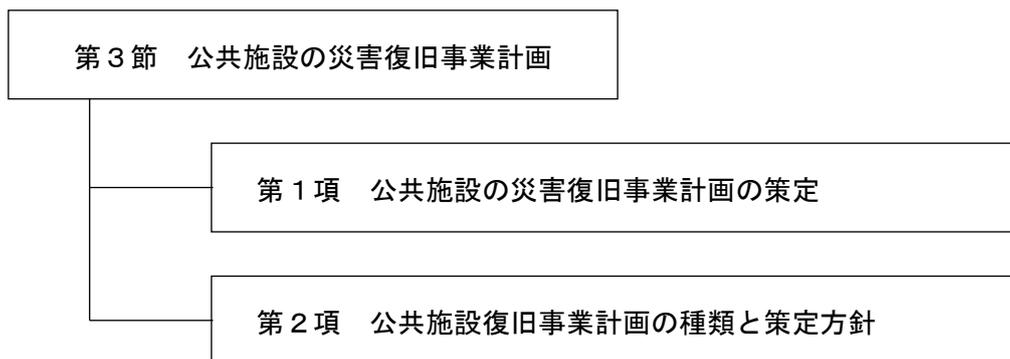
- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公立学校施設災害復旧事業
 - ウ 公営住宅等災害復旧事業
 - エ 児童福祉施設災害復旧事業
 - オ 老人福祉施設災害復旧事業
 - カ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - キ 堆積土砂排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険による災害関係保証の特別措置
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - エ リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - オ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3節 公共施設の災害復旧事業計画

【主担当課等】

農林水産課、建設課、水道課、福祉保健課、学校教育課、危機管理課

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとし、必要な関連事業を積極的に取り入れて計画を策定します。



第1項 公共施設の災害復旧事業計画の策定

町は、災害の実情を考慮して、被害の原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、県及び公共施設管理者等との密接な連携を図り、総合的な見地において災害復旧事業計画を策定します。

第2項 公共施設復旧事業計画の種類と策定方針

1 復旧事業計画の種類

公共施設等災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりです。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木本施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木本施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木本施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木本施設災害復旧事業計画
 - コ 公園公共土木本施設災害復旧事業計画
- (2) 農地農業用施設災害復旧事業計画
 - ア 農地農業用施設災害復旧事業計画
 - イ 林道災害復旧計画
 - ウ 農業水産施設災害復旧計画
- (3) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (4) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (5) 上水道施設災害復旧事業計画
- (6) その他の災害復旧事業計画

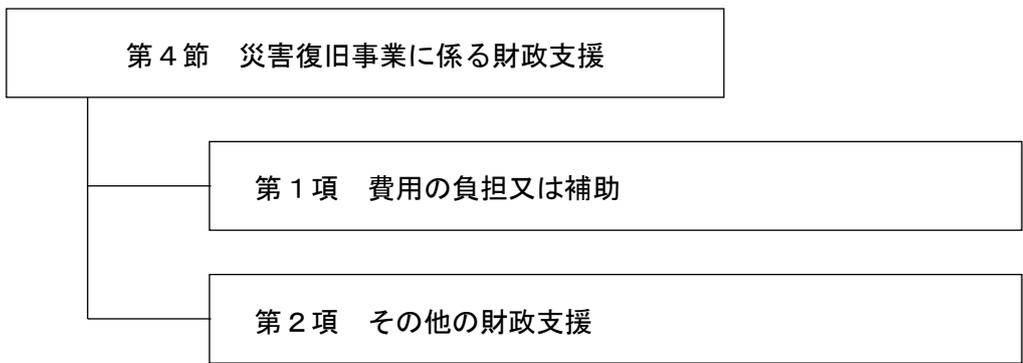
2 公共施設復旧事業計画の策定方針

- (1) 公共施設復旧事業計画の策定にあたっては、県計画に定める方針を踏まえ実施します。
- (2) 緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、できるだけ早く完了するものとします。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業の推進を図るものとします。
- (4) 住民生活への影響や二次災害の未然防止等に配慮した計画とします。
- (5) 計画の策定にあたり、ライフライン事業者とも十分に連携及び調整を図ります。

第4節 災害復旧事業に係る財政支援

【主担当課等】
財政課

町は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を行います。



第1項 費用の負担又は補助

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。

ただし、次の法令に特別の定めがある場合は、除きます。

- ア 救助法 第36条
- イ 水防法 第42条
- ウ 基本法 第94条、第95条
- エ 感染症法 第62条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担します。しかし、一時繰替え支弁を求めることができます。

(3) 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担します。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担します。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国が設置する非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がそ

の全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助します。

(4) 激甚災害の財政支援措置

激甚災害に係る財政支援措置の対象は、第1章第2節「激甚災害の指定」のとおりです。

第1章第2節「激甚災害の指定」(P. 6-3) 参照

第2項 その他の財政支援

1 起債の特例

次の場合、起債の特例を受けることができます。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができます。

2 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源にあてるため特別の措置を講ずることができます。

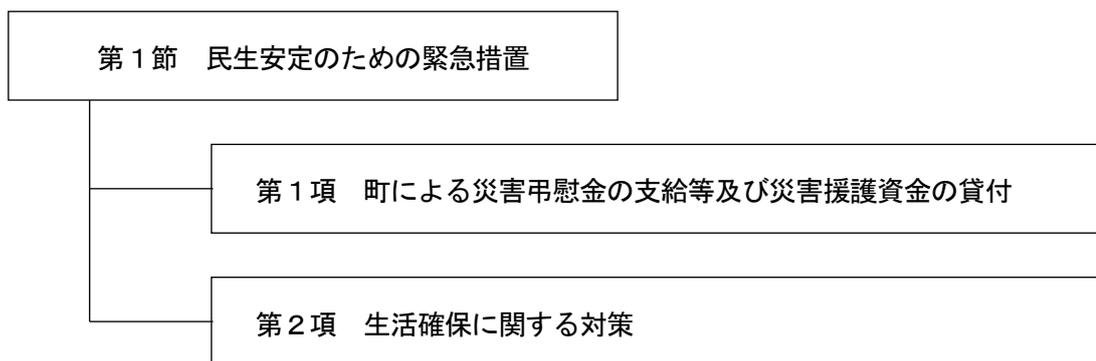
第2章 被災者の生活再建に向けた支援

第1節 民生安定のための緊急措置

【主担当課等】

住民課、福祉保健課、税務課、建設課

町は、災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図るとともに、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。



第1項 町による災害弔慰金の支給等及び災害援護資金の貸付

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年紀北町条例80号）」の規定に基づき次の施策を実施します。

1 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人あたり

ア その者が主として生計を維持していた場合 500万円

イ その他の場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合 250万円

イ その他の場合 125万円

2 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付けます。

(1) 住居、家財の被害の程度に応じて、150～350万円の貸付を行います。

(2) 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は3年とします。

第2項 生活確保に関する対策

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減税、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を行います。

1 生業資金等の貸付

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 実施主体：県社会福祉協議会

イ 受給者：第1項2の災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備え付けられている。）を、その居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

(ア) 総合支援資金 ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費

(イ) 福祉資金 ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費(住宅) ・福祉用具購入費

(ウ) 教育支援資金 ・教育支援費 ・就学支度費

(エ) 不動産担保型生活資金 ・不動産担型生活資金

(3) 母子父子寡婦福祉資金

ア 実施主体：町

イ 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役場を経由して県に申請します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、修学資金、修業資金、医療介護資金、結婚資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備え付けられている。）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫（津市万町）に提出します。

イ 貸付金の限度額等

(ア) 貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は250万円とします。

(イ) 利率 年0.55%

2 被災者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施します。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施します。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施します。

(3) 「激甚法」の適用により雇用保険求職者給付を行います。

3 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及

び税務署長は、当該期限を延長することができます。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによります。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとします。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとします。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとします。

(3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとします。

4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い援護対策（日本郵便事業株式会社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付します。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

5 災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、県及び町は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努めます。

(2) 独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

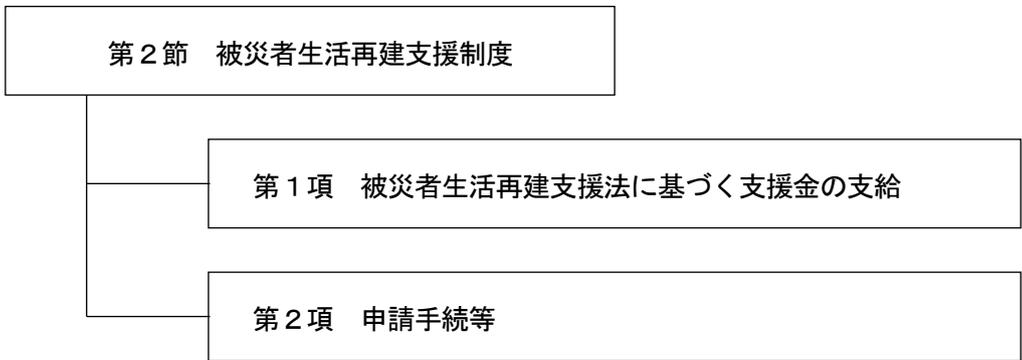
6 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

町及び防災関係機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努めるとともに、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとします。

第2節 被災者生活再建支援制度

【主担当課等】
福祉保健課

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。



第1項 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域であって、(1)・(2)に規定する区域内の他の市町の区域に係る自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域であって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給します。また、⑤中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借(公営住宅以外)	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

第2項 申請手続等

1 支援金の支給申請

(1) 申請窓口

ア 町

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金 災害証明書、住民票等

イ 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等）等

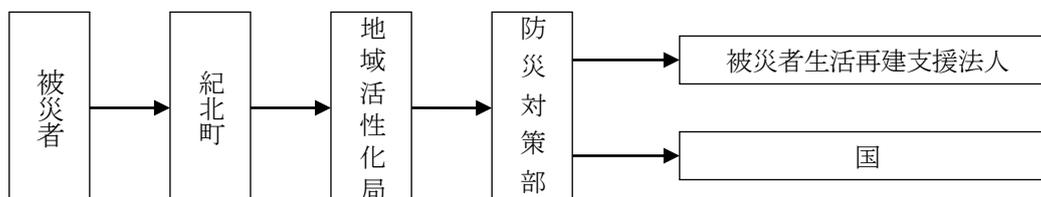
(3) 申請期間

ア 基礎支援金 災害発生日から13月以内

イ 加算支援金 災害発生日から37月以内

2 申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。



3 被災者生活再建支援制度の周知

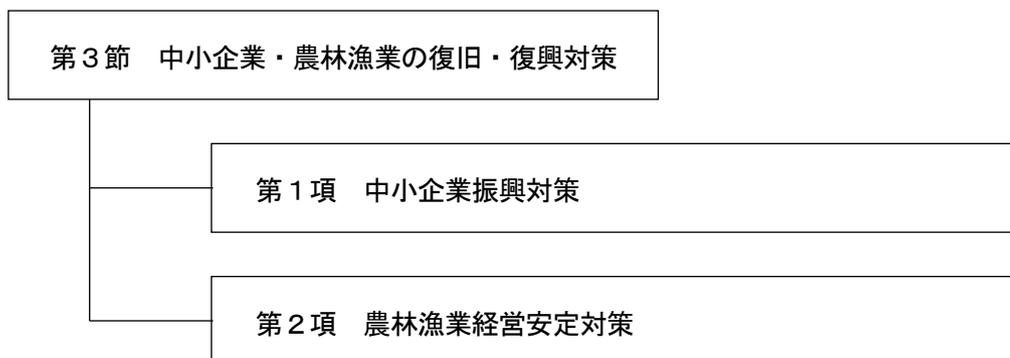
町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図るものとします。

第3節 中小企業・農林漁業の復旧・復興対策

【主担当課等】

財政課、商工観光課、農林水産課

町は、被災した中小企業及び農林漁業者等の自立を支援する対策を促進します。



第1項 中小企業振興対策

1 各種融資制度の活用

町は、被災した中小企業に対する資金対策として、県及び関係機関と連携し、各種融資制度の活用を図ります。

2 県が実施する振興対策（参考：県計画による。）

- (1) 関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行います。
- (2) 被災した中小企業向けの金融相談窓口を設けます。
- (3) 被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、民間金融機関等への協力要請を行います。
- (4) 県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保します。

第2項 農林漁業経営安定対策

1 株式会社日本政策金融公庫等融資制度

町は、県と連携し、被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために政府系金融機関である株式会社日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを被災者に対して紹介します。

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、町、国及び県が農協・漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定められます。